

# ○大府市福祉電話貸与事業運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者等及び在宅重度身体障がい者に対して福祉電話を貸与し、相談、助言等各種のサービスを提供するとともに、地域社会との交流を深め、福祉の向上を図ることを目的として実施する大府市福祉電話貸与事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 福祉電話の貸与の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されているおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は在宅重度身体障がい者のうち、当該高齢者等の属する世帯が現に電話を保有していない所得税非課税世帯で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり暮らし高齢者については、定期的に安否の確認を行うことが必要と認められる者
- (2) 在宅重度身体障がい者については、身体障害者手帳所持者であり、外出が困難な者で、福祉電話の設置が必要と認められるもの
- (3) その他市長が必要と認める者

(申請)

第3条 福祉電話の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉電話貸与事業利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、福祉電話貸与事業利用認定・却下決定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

(契約)

第5条 前条の規定により決定通知を受けた者（以下「借受者」という。）は、速やかに、市長と福祉電話の貸与に関する契約をしなければならない。

(経費の負担)

第6条 福祉電話の貸与に要する費用は、無料とする。ただし、次の経費は、借受者の負担とする。

- (1) 電話料金のうち度数料
- (2) 借受者の都合、過失等により発生した費用で、借受者が負担することが適当と認められるもの

(貸与の期間)

第7条 貸与の期間は、借受者が第2条の規定に該当しなくなるまでの期間又はその他の理由により福祉電話を必要としなくなるまでの期間とする。

(解除)

第8条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当したときは、福祉電話貸与事業利用解除決定通知書（第3号様式）により、借受者に通知するものとする。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他貸与の継続が不適當であると認めたとき。

（関係機関との連携）

第9条 市長は、この事業の実施に当たり、民生児童委員、保健師、相談員、ボランティアその他の関係者と密接な連絡を図るとともに、協力を得て当該事業の円滑な運営に努めるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和52年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は昭和53年4月14日に一部改正し、昭和52年12月1日より適用する。

附 則

この要綱は昭和61年2月20日に一部改正し、昭和61年3月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。